

●香川県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年8月4日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

平成29年8月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木津田線（37号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市津田町津田字上川北 2092番地先から さぬき市津田町津田字上川北 2100番1地先まで	12.1~31.1	58	平成25年香川県告示第547号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成29年8月4日